## 排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領 新旧対照表

#### (免除の要件)(抜粋)

第3条 市長は、規則第7条第1項第1号及び第2号に該当し、前条で定める免除対象下水が、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第6条に規定する項目のうち、この要領に定める水質基準一覧表に該当する水質基準(以下「水質基準」という。)を超えない場合で、次の要件をすべて満たすときに、免除を行うことができるものとする。

# 排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領(現行)

### <水質基準一覧表>

水質項目	水質基準の数値		
水素イオン濃度 (pH)		5.8以上8.6以下	
大腸菌群数	最大	3000 個/ c m3	
生物化学的酸素要求量(B0D)	最大	※計画放流水質	
化学的酸素要求量(COD)	最大	25m g ∕ ١٠٪	
浮遊物質(SS)	最大	40m g ∕ ۲, ×	
窒素含有量(T-N)	最大	- ※計画放流水質	
燐含有量(T-P)	最大		

#### ※ 計画放流水質

	東京湾流域		境川等流域	
	当面	将来	当面	将来
BOD (mg/l)	15	15	15	15
T-N (mg/l)	20	16	_	20
T-P (mg/I)	2	1. 4	3	3

# 排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領(案)

#### <水質基準一覧表>

水質項目	水質基準の数値		
水素イオン濃度 (pH)		5.8以上8.6以下	
大腸菌群数	最大	3000 個╱ c m3	
生物化学的酸素要求量(B0D)	最大	※計画放流水質	
化学的酸素要求量(COD)	最大	25m g ∕ ५ँ%	
浮遊物質(SS)	最大	40m g ∕ ۲,π	
窒素含有量(T-N)	最大	※計画放流水質	
燐含有量(T-P)	最大		

### ※ 計画放流水質

	東京湾流域	<u>境川等流域</u>
BOD (mg/l)	<u>15</u>	<u>15</u>
T-N (mg/I)	<u>20</u>	<u> </u>
T-P (mg/I)	2	<u>=</u>